

摂津市物価高騰対策割引チケット 取扱店募集要項

1. 趣旨

市内の全世帯に対し、物価高騰対策割引チケットを交付することにより、物価高騰の影響を受けた店舗を応援するとともに、市民の家計を支援することを目的として実施する物価高騰対策割引券発行事業において、割引チケットの取扱店を募集します。

※小規模店を対象に実施する「スクラッチカード事業」とは別事業となります。

2. 実施概要

名 称：令和 7 年度摂津市物価高騰対策割引券発行事業

利用期間：令和 8 年 3 月 20 日（金）～令和 8 年 6 月 30 日（火）

対 象：全世帯にゆうパケットで、割引チケット（世帯主に世帯全員分）を発送する。

金 額 等：1,000 円ごとに 1 枚利用できる 500 円券×13 枚（うち 5 枚は小規模店限定）

※割引チケットの利用ができないもの

- ①不動産や金融商品
- ②たばこ
- ③商品券やプリペイドカードなど換金性の高いもの
- ④風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和 23 年法律第 122 号）第 2 条第 5 項に規定する性風俗関連特殊営業において提供される役務
- ⑤国税、地方税や使用料などの公租公課

3. 取扱店登録について

①要 件 市内に立地する事業所（物販、飲食、サービス業など）

（一例）商店、銭湯、工務店、修理販売店、医院、散髪・美容室、タクシー
小売店、スーパー、ガソリンスタンド、新聞店など

その他、摂津市民の相当数の利用が想定されると、市が認める事業所

※ただし、下記に該当する事業所は対象外

- ・「風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律」に該当する業種（ただし、食事などの提供ができるスナックは登録可）
- ・「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律」第 2 条第 2 号に規定するもの、暴力団の構成員であると認められるもの、又は暴力団に資金提供を行う等暴力団の維持もしくは運営に協力し関与するもの
- ・法令又は公序良俗に反するもの

②登録方法 摂津市物価高騰対策割引チケット取扱店申請書兼誓約書に必要事項を記入し、FAXもしくは郵送、メール、窓口持参にて摂津市産業振興課まで提出して下さい。
下記QRコードもしくはURLの申込フォームからもご申請いただけます。
※市内に複数店舗ある場合は、店舗ごとの申請をお願いします。



←申込フォーム

(URL : <https://logoform.jp/form/6fa7/846272>)

- ③必要書類**
- ・摂津市物価高騰対策割引チケット取扱店申請書兼誓約書
 - ・換金口座のわかるもの（通帳のコピーなど）
- ④取扱店周知** 申請受付状況は毎週月曜日にホームページ上に公開します。
1月25日（日）までに申請いただいたお店はリーフレットと特設HPに掲載します。以降も隨時受付しますが、特設HPのみの掲載となります。

4. 割引チケットの利用区別について

本事業では、取扱店全店で利用可能な「全店舗共通チケット」と、小規模店限定で利用可能な「小規模店限定チケット」の二種を発行します。
(小規模店限定チケットの取扱可能店舗は店舗面積200m²以下の店舗に限ります。)

5. 換金手続きについて

すべてのお手続き（申請及び換金等を含む）は、摂津市産業振興課窓口にて行います。
なお、手続きに関する日程等詳細につきましては、取扱店マニュアルをご参照下さい。

6. 注意事項

下記の行為は固く禁じます。

- ①自社商品の購買に割引チケットを活用すること。
- ②割引チケットの利用を見込んで、通常よりも価格を高く設定すること。
- ③割引チケットを、事業の用に供するための物品・サービス等の調達に使うこと。
- ④割引チケットの利用対象にならないものに活用すること。

※上記の禁止事項に違反した場合は、換金拒否、取扱登録店の取り消し、違反取扱店名の公表、損害賠償等の法的措置や刑法246条詐欺罪等で警察への通告などの処置を行います。

○お問合せ先

摂津市生活環境部産業振興課商工労政係

TEL : 06-6383-1362 (直通)

FAX : 06-6319-5068

E-mail sangyou@city.settsu.osaka.jp